

## 固定資産税等の課税免除及び不均一課税適用申請に係る 提出書類等について

伊勢原市企業立地促進条例に基づく奨励措置（固定資産税等の課税免除及び不均一課税）を受けるためには、以下に示した書類の提出（申請）が必要です。

条例及び施行規則で適用要件等をご確認いただき、申請をお願いいたします。

なお、奨励措置の適用には、施設を新設、増設、移設して操業を開始（以下「立地」という。）していることが要件の一つとなりますので、『固定資産税等課税免除及び不均一課税適用申請書』及び『操業開始届』を合わせてご提出ください。

※雇用促進奨励金の適用を受けようとする場合は、別に申請が必要です。

### ■固定資産税等課税免除及び不均一課税適用申請

提出書類	説 明
適用申請書	○固定資産税等課税免除及び不均一課税適用申請書（第1号様式） ※記載例あり
資本投下額を確認する書類	○土地売買・賃貸借契約書の写し ○工事請負契約書の写し ○償却資産等の契約書の写し ※添付不可の場合、見積書の写し又は奨励措置対象固定資産一覧表
事業計画書	○事業内容や操業開始日等を記載した事業計画書（任意様式）
税の完納を確認する書類	○直近の納期の納税証明書や領収書控えなど ※国税(法人税)、都道府県税(事業税等)、市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税等)について、納付済みであることが確認できる書類
企業情報を確認する書類	○企業等の登記事項証明書 ○定款の写し ※戦略産業については、製造される製品（部品等）及びその用途等が確認できる書類
その他	○敷地及び建物の平面図（増設の場合は建築確認済証の写し）

### ■操業開始届

提出書類	説 明
操業開始届	○操業開始届（第5号様式）
登記事項証明	○土地及び家屋の登記事項証明書
固定資産一覧	○対象となる固定資産一覧表（任意様式） ※固定資産税等不均一課税適用申請に添付する場合は省略可
事業所の概要	○事業所の事業内容及び従業員の状況（任意様式）

伊勢原市役所経済環境部 商工観光課  
TEL 0463-94-4711 内線 2132・2133  
FAX 0463-95-7613  
E-mail syoukou@isehara-city.jp